

令和7年11月 日

千葉市長 神谷俊一様

千葉市水道事業運営協議会
会長 松坂吉則

今後の水道料金のあり方について（答申）

令和7年10月17日付け7千水総第142号で諮問のありましたこのことについての当協議会の意見を、次のとおり答申します。

1 千葉市営水道の現状と目指すべき方向性

水道は市民生活に欠くことのできないライフラインであり、安全な水を安定して供給していくべきものである。

一方で、事業開始から約半世紀が過ぎ、老朽化した管路等の本格的な更新・改良の時期を迎えている中、能登半島地震等の大規模災害への対策も必要とされている。

さらに、人口減少社会の到来により千葉市営水道も給水人口や給水量ともに減少し、給水収益も減少していくものの、物価上昇や施設の老朽化・耐震化等から費用は増加していくため、経営環境の変化に応じた取組みが求められている。

このような中、水道事業を持続可能なものとするためには、必要な財源を確保しつつ、適切な施設更新を行い、強靱な施設で、安全な水を、将来にわたり持続的に供給できる体制を目指すべきである。

2 千葉県営水道料金の値上げによる千葉市営水道への影響

千葉市営水道が千葉県営水道から購入する水単価（受水費）が値上がりするため、水道事業会計の費用が増加し、一般会計から従来と同程度の繰入金を繰り入れた場合でも、市営水道が料金改定を行わないままでは収支バランスが崩れ、赤字が発生する。

3 千葉県営水道と同一の水道料金改定を行う必要性と市民負担の公平性の確保

水道事業の経営は、地方公営企業として常に経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進することを経営の基本とし、利用者が支払う水道料金によりサービスの提供に係る費用を負担する独立採算制を原則としている。

そのため、収支において見込まれる赤字をすべて繰入金に依存することは適切ではなく、かつ、これまでの市民負担の公平性も確保できないことから、利用者が物価高騰に苦しんでいる中、水道料金の値上げは大きな負担となるものの、次のとおり千葉県営水道と同一の水道料金となるよう料金改定を実施することは妥当である。

なお、千葉県営水道と同一の料金とすることは、異なる水道事業者が提供するサービスの対価を同一とすることで、市内における市民間の格差を是正し、市民負担の公平性を確保するものであることから、引き続き、維持すべきものである。

表1 基本料金 (1か月、税抜)

口径	現行料金	新料金	改定差額
13mm	380円	470円	90円
20mm	890円	1,103円	213円
25mm	1,590円	1,970円	380円
40mm	6,350円	7,866円	1,516円
50mm	14,400円	17,837円	3,437円
75mm	33,100円	41,001円	7,901円
100mm以上	市長が別に定める額	市長が別に定める額	

表2 従量料金 (1m³につき、税抜)

	使用水量	現行料金	新料金	改定差額
専用給水装置 (一般用)	1～10m ³	57円	67円	10円
	11～20m ³	150円	175円	25円
	21～40m ³	244円	285円	41円
	41～100m ³	326円	380円	54円
	101～500m ³	404円	471円	67円
	501m ³ ～	441円	514円	73円
共用給水装置 (一般用)		57円	67円	10円

4 料金改定時期

市民負担の公平性の観点から、千葉県営水道と同じ時期に改定することが妥当である。

5 千葉市営水道利用者への丁寧な説明の実施

近年の資材価格の高騰や老朽化した施設の更新・耐震化の推進を考えると料金改定は妥当であるものの、引き続き、できる限りの経営改善に取り組むとともに、千葉市営水道の利用者に対し、県営水道の利用者と情報格差が生じないように、水道料金の値上げについて丁寧に説明すべきである。

(附帯意見)

近年、物価高騰により様々な価格の上昇が市民生活に大きな影響を与えている中、当協議会において、市民負担の公平性の観点等から水道料金の改定は妥当であるとしたところである。一方で、市民生活への配慮について検討が必要との意見が数多くあることから、市民生活支援のために、市として物価高騰対策を検討されるよう要望する。